

日本における外国人材の受け入れ拡大について

平成30年11月27日

株式会社 ASIA Link

昨今、国会で「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」）の改正に向けた議論がなされており、外国人労働者の受け入れに広く門戸を開く流れがあるということで、関連業界では大きな注目を集めているところです。本資料では、現時点で得られた情報を可能な限りまとめています。なお、以下の情報はあくまで現時点の報道情報等を元に取りまとめたものであり、実際に施行される内容とは異なる可能性がありますので、そのことをご了承ください。ご参照いただきますようお願い申し上げます。

法改正による受け入れ拡大

【就労のための在留資格枠の新設】

11月2日、入管法の改正が閣議決定されました。今後臨時国会で成立させ、来年4月1日の施行を目指しているとのこと。

現在検討されている改正内容は、就労のための在留資格枠の新設です。これまで日本で働くことのできる在留資格は、主に①留学生のアルバイト（週28時間まで）、②技能実習生、③高度な専門知識や技能を要する職業への就労、の3パターンに限られていましたが、これを拡大しより多くの産業分野で外国人の就労を可能にしようというものです。これまでの在留資格と違い、単純労働が可能であり、学歴や実務経験も不要とされています。法務省入国管理局に確認したところ、留学生ほか元の在留資格は問わず、要件を満たせば資格取得が可能になるとのことです。新設される就労のための在留資格は、「特定技能1号」「特定技能2号」の2種類です。まず「特定技能1号」を取得し、その後試験により「特定技能2号」へ移行できる仕組みのようです。

以下、それぞれの在留資格についての説明です。

特定技能1号は、人出不足が深刻な業種等を中心に以下14業種が想定されています。

1. 介護
2. ビルクリーニング
3. 素形材産業
4. 産業機械製造
5. 電気・電子機器関連産業
6. 建設
7. 造船・船用工業
8. 自動車整備
9. 航空（空港グランドハンドリング・航空機整備）
10. 宿泊
11. 農業
12. 漁業
13. 飲食料品製造（水産加工業含む）
14. 外食

特定技能1号の資格取得には、以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

- ・技能実習2号を修了すること
- ・技能水準試験、日本語能力水準試験に合格すること

また、試験の概要は以下の通りです。

- ・技能水準
 - …受け入れ分野で即戦力として活動するために必要な知識又は経験を有することとし、業所管省庁が定める試験等によって確認する
- ・日本語水準
 - …ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本としつつ、受け入れ分野ごとに業務上必要な能力水準を考慮して定める試験等によって確認する（日本語能力試験N4レベル程度ではないかと言われています（ただし建設と農業ではそこまで求めないとのこと））

在留期間の上限は通算5年で、家族の帯同は不可です。原則として直接雇用となりますが、分野の特性に応じて派遣形態も可能です。また、許可された活動の範囲内での転職も可能です。業所管省庁が定める一定の試験に合格すること等により、この後記述する特定技能2号へ移行できます。

特定技能2号は、同じく人手不足が深刻な以下5業種で認められる方針です。

1. 建設業
2. 造船・船用工業
3. 自動車整備業
4. 航空業
5. 宿泊業

受け入れ分野で熟練した技能を要する業務に従事することが条件で、業所管省庁が定める試験等により確認されます。在留期間については、更新が可能なため審査が通れば永住できる可能性も出てきますが、首相は厳格な適用を行うことを強調しているとのこと。家族の帯同は可能とすることを検討しているようです。

(参考) 特定技能と、その他の就労系在留資格比較表

『よこぜき行政書士事務所 HP「外国人雇用の教科書」より』

	特定技能		技術・人文知識・国際業務	技能
	特定技能1号	特定技能2号		
学歴要件	無し	無し	有り	無し
実務経験	不要	不要	不要	必要
日本語水準要件	ある程度日常会話	未定	無し	無し
在留期間	最長5年（更新不可）	制限なし（更新可）	制限なし（更新可）	制限なし（更新可）
家族帯同	不可	可	可	可
単純労働	可	可	不可	不可
対象業種 (検討中)	建設業 造船・船用工業 自動車整備業 航空業 宿泊業 介護 ビルクリーニング 農業 漁業 飲食品製造業 外食業 素形材産業 産業機械製造業 電子・電気機器関連産業	建設業 造船・船用工業	機械工学等の技術者 通訳 デザイナー 私企業の語学教師 マーケティング業務従事者等	外国料理の調理師 スポーツ指導者 航空機の操縦者 貴金属等の加工職人 等

特定技能の制度においては、「受け入れ機関」及び登録を受けた「登録支援機関」による日常生活・職業生活・社会生活上の支援がなされる予定です。

・受け入れ機関とは

…外国人と直接雇用契約を結ぶ企業などのことです。外国人と締結する契約は、以下の基準に適合する必要があります。

- ・労働関係法令、社会保険関係法令の遵守
- ・欠格事由に該当しないこと
- ・支援計画（※）に基づき、適正な支援を行える能力・体制があること など
（特定技能1号外国人のみ）

（※）特定技能1号の外国人材のみに提供される支援計画

- ・入国前の生活ガイダンスの提供
- ・外国人の住宅の確保
- ・在留中の生活オリエンテーションの実施
- ・生活のための日本語習得の支援
- ・外国人からの相談、苦情への対応
- ・各種行政手続についての情報提供
- ・非自発的離職時の転職支援 など

・登録支援機関とは

…受け入れ企業に代わって支援計画の作成・実施を行う機関。今後新設される「出入国在留管理庁（仮称）（※）」長官の登録を受けて、受け入れ機関と連携して、特定技能1号の外国人に対する支援を行います。登録団体機関として登録できる対象は、支援体制を備えた業界団体、民間法人、社労士等の幅広い主体を想定しているとのこと。以下の基準に適合する必要があります。

- ・欠格事由に該当しないこと
- ・支援計画に基づき、適正な支援を行える能力や体制があること など

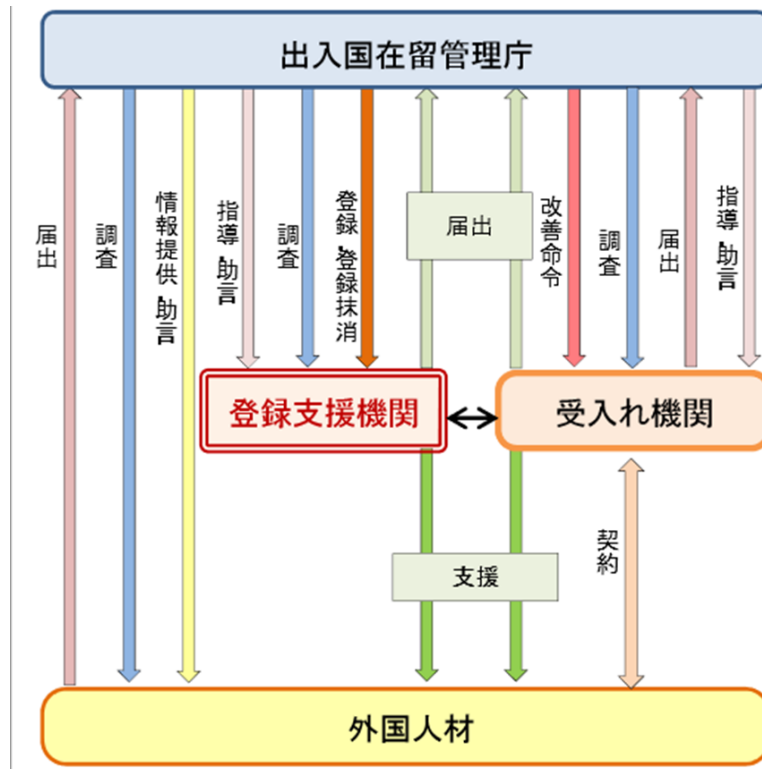
（※）出入国在留管理庁とは

現在の法務省内部部局である入国管理局が格上げされ来年4月に発足される予定の外局。長官をトップに次長と審議官2人を置くほか、「出入国管理部」と「在留管理支援部」を設ける予定。従来の入国管理業務に加え、入国後の外国人労働者の在留管理や生活支援、外国人の受け入れ環境整備についての関係省庁や自治体との調整も担う方針。

(参考) 受け入れ機関・登録支援機関のイメージ

『外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会 HP

「新たな外国人材の受入れに関する在留資格「特定技能」の創設について」より』



19年度の想定受け入れ規模は3万2800～4万7550人、19年度からの5年間の累計で26万2700～34万5150人とされています。業種別の受け入れ見込み人数も報じられていますので、以下に記載します。なお、今回の改正は主に国内の人手不足感の解消が目的であり、各業種の人手不足が解消された場合は一時的に受け入れを停止することもあり得るようです。

(参考) 産業分野ごとの外国人労働者受け入れ人数想定

『YOMIURI ONLINE

(「外国人材、介護6万人…政府が14業種人数提示」記事より)』



告示改正による受け入れ拡大

現在日本での就労が可能な在留資格というと、「技術・人文知識・国際業務」を中心に一定の分野に限られています。多様化する外国人雇用ニーズに対応するため、「法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動」であれば就労を可能とする「特定活動」という在留資格が設けられています。この特定活動枠の拡大については法律の改正と違い国会を通さず、法務大臣が定める告示を変更すれば行うことができるので、あまり報道されてはいませんが、今般この特定活動の枠を広げ、より多くの外国人の方を就労者として受け入れようという動きもあります。

現在情報があるのは以下の2種類です。いずれも早ければ来年度には受け入れを始めたという情報があります。ただし、法務省入国管理局に問い合わせたところ、一部報道等で情報が出回っているようだが詳細は全くの未定、とのことでしたので、あくまでご参考としてご覧ください。

【日本の大学を卒業した外国人への特定活動枠拡大】

現状、留学生の大学在学時代における専攻・専門分野と、日本における就業先の業務内容が一致していないと、日本での就労ビザは取得できません。例えば、大学（経済学部）を卒

業しておいて、飲食店の調理スタッフとして日本で勤務することはできないのです。こういったケースは実際に多く発生していますが、例えば留学生時代に良好な勤務態度であった留学生を店側が気に入ったため、双方の合意でそのまま正社員として雇用したい、となっても在留資格の変更が許可されないため、労使双方にデメリットが生じている状態です。

そこで、日本の大学・大学院を卒業した外国人への就職機会拡大のため、特定活動の枠を拡大することです。条件は以下の通りです。

- ・日本の大学または大学院を卒業していること
- ・年収300万円以上
- ・日本語を使う職場で働くこと

上記条件を満たせば、業種や分野の制限なく就労が可能になるようです。日本語を使う職場とは、日本語による円滑な意思疎通が必要な業種、例えば「レストランでの接客業務やツアーコンダクター」等も可能とされています。

【クールジャパン人材確保のための特定活動枠拡大】

もう1つ考えられている新たな特定活動枠は、クールジャパン関連産業です。外国人からの人気も高い、クールジャパン産業（アニメ、漫画、ゲーム、日本料理など）に従事する外国人に在留資格をもたらそうとするもので、予定されている在留期間は最長5年との情報があります。これまでもアニメや日本料理の職に就くことはできましたが、業務内容は学問的・体系的な技術・知識を要するもの（例えば絵コンテ等の構成や原画の作成といった主体的な創作活動や飲食店チェーンの海外展開業務）でなくてはなりません。今回の枠の拡大はクールジャパン関連産業でのいわゆる単純労働を可能とするもので、外国人材が現在では資格が与えられていないレストランでの接客やアニメーターのアシスタント等の職に就けるようになる可能性があります。

以上が昨今の外国人材受け入れ拡大に関する情報になります。しかしながらこれらは全て未定の段階であり、特に特定技能については提出されたデータに誤りがあったことなどから野党等の批判や疑問が相次いでおり、法案成立までの道のりは厳しいものになる様子です。今後の動向を引き続き注視していく必要があります。

<参考資料>

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会

http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00066.html

行政書士フロンティア総合国際法務事務所 HP

<https://www.japan-law.net/workingvisa/966/>

株式会社おかんウェブマガジン「おかんの給湯室」

<https://okan-media.jp/2018/11/10/the-proposed-amendment/>

中日新聞 WEB

<http://www.chunichi.co.jp/s/article/2018103001002487.html>

日本経済新聞

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO37480640X01C18A1PP8000/>

Sankei Biz

<http://www.sankeibiz.jp/macro/news/181110/mca1811102100015-n1.htm>

外国人雇用の教科書

<https://visa.yokozeki.net/>

東洋経済オンライン

<http://topics.smt.docomo.ne.jp/article/toyokeizai/business/toyokeizai-245539?page=1>

外国人雇用の就労ビザオフィス HP

<http://visa.akiyama-haruko.com/2018/09/16/blog5/>

産経新聞

<https://www.sankei.com/life/news/180905/lif1809050030-n3.html>

松村法務事務所 HP

<http://support-visa.net/5186.html>

毎日新聞

<https://www.msn.com/ja-jp/news/national/入管法改正案外国人受け入れ見込み人数公表-%EF%BC%91%EF%BC%94業種/ar-BBPGrcw?li=BBfTvMA&ocid=spartanntp#page=2>

グローバル採用ナビ

<https://global-saiyou.com/column/view/tokuteiginou>

YOMIURI ONLINE

https://www.yomiuri.co.jp/?from=ylogo_1